

入札説明書

統括保守業務委託

入札説明書一式	添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）
1. 入札説明書	1. 適合規格承認申請書〈様式1〉
2. 適合規格承認申請書記載例	2. 契約履行実績証明書〈様式2〉
3. 契約履行実績証明書記載例	3. 入札書（様式A）
4. 入札書記載例	4. 委任状（様式B）
5. 入札書封緘例	5. 見積書（様式C）
6. 委任状記載例	6. 一般競争入札辞退届（様式D）
7. 見積書記載例	
8. 一般競争入札辞退届記載例	
9. 仕様書	
10. 契約書案	

平成30年2月

奈良県総務部情報システム課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記第7の1に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 公告日 平成30年2月21日

第2 入札に付する業務の内容

1 業務物件

統括保守業務委託

2 業務内容の仕様

共通端末機器等に対する統括保守業務委託

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎・分庁舎及び各出先機関

5 その他

業務物件の詳細については、「統括保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q2電算業務に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話（ダイヤルイン）0742-27-8908

- (4) プライバシーマーク（JIS Q 15001準拠）認証取得事業者又はI SMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001準拠）認証取得事業者であること。ただし、直近の5年間において本委託業務を契約締結し誠実に履行した者にあつては、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等を構築している者でも可とします。
- (5) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第4 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、第3の(5)を証明する書類として、次に掲げる競争入札参加資格確認書類を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

また、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 平成30年3月5日（月）午後5時まで
（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日までに再提出を行ってください。）
- (2) 調整期日 平成30年3月8日（木）午後3時まで
- (3) 提出場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部情報システム課共通基盤運用係（県庁情報管理棟1階）
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参
- (6) 競争入札参加資格確認書類
- ア 適合規格承認申請書〈様式1〉
- イ 定価見積書
- ウ 上記第3(4)を確認できるプライバシーマーク（JIS Q 15001準拠）登録証又はI SMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001準拠）登録証の写し。
上記第3(4)のただし書きの場合は、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等の構築を確認できる次に掲げる内容が規定された部分の社内規程等の写し。
- (a) 個人情報管理に関する組織体制、管理者の権限と責任、取り組む体制
- (b) 個人情報の管理方法、利用手順などのルール
- (c) 個人情報保護に関する意識の向上、モラルの維持、安全管理に関する知識の習得などの研修・教育方法
- (d) ルール等の運用の監視方法

第5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記第4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

第6 入札方法

- 1 入札は、1件当たりの保守料（材料費別）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- 6 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることとします。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、見積書記載例のとおり作成の上、1部用意してください。
- 7 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行う者とします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。
- 8 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵

便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを同封してください。

第7 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部情報システム課共通基盤運用係（県庁情報管理棟1階）

電話（ダイヤルイン）0742-27-8443

- 2 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

- 3 入開札の日時及び場所

平成30年3月15日 午後1時30分

奈良県情報システム課会議室（県庁情報管理棟1階）

- 4 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「統括保守業務委託に係る入札書」と朱書きして、平成30年3月14日までに到着（必着）するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を行うことといたしますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書又は再度入札辞退に係る一般競争入札辞退届（様式D）を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退に係る一般競争入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「統括保守業務委託に係る入札書（初度入札）」又は「統括保守業務委託に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）とそれぞれ朱書きして、平成30年3月14日までに到着（必着）するようにしてください。

- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみが郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

- (4) 封緘された2通の入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

第8 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 契約履行実績証明書（様式2）を提出した者

過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。

第9 入札の無効

次に掲げる(1)から(4)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この説明書に示した競争参加資格の無い者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤読等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

(3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

第10 落札者の決定方法

1 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係がない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度（2回目）入札を実施します。

なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出してください。記載については、一般競争入札辞退届記載例のとおりです。

3 落札者となるべき同金額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

4 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。

5 再度（2回目）の入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための手続に移行しますので、その際には見積書（様式C）を提出してください。

第11 契約書作成の要否

1 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。

2 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

第12 調達停止等

(1) 平成30年2月議会上程の当該事業に係る、平成30年度予算案が議決されなかった場合、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。

(2) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

第13 手続における交渉の有無

有（第4で示す入札参加資格の確認の手続が必要です。）

第14 契約締結に関する条件

この調達に係る予算が成立し、その予算の執行が可能となった後、契約ができるようになります。

第15 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代

表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第16 注意事項

- 1 この役務の請求については、検査終了後、請求書を提出するものとし、県がその支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者に支払うものとします。
- 2 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- 3 履行に際しては、担当者と十分打合せの上、発注課の指示に従ってください。
- 4 落札者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

第17 その他

- 1 入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書は2枚用意してください。入札書の記載については、この説明書末尾の記載例のとおりです。

2 落札者は、詳細仕様等について、この説明書及び仕様書の記載内容のほか、事前に発注課と充分協議してください。

3 仕様に関わる質問等については、奈良県総務部情報システム課のホームページのフォーマットから送信いただくか、別紙入札質問票に必要事項を記入し、次に示す連絡先にFAXで送信してください。質問受付期間は、平成30年2月26日午後5時までとします。回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、平成30年3月1日までに E-mailまたはFAXで行うとともに、奈良県総務部情報システム課のホームページにも掲載します。

URL : <http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

FAX : 0742 - 23 - 4196 (担当：田中)

4 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。